

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福島県報

## 目次

### 規則

○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

## 規則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第四十九号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 削除」を「第六節 自動車取得税」に、「第一節 自動車取得税」を「第一節及び第二節 削除」に改める。

第九十八条中「軽減税率利用申込書」の下に「(以下この条において単に「軽減税率利用申込書」という。)を加え、「これ」を「年齢が六十五歳以上であること」に、「第二号」を「同条第二号」に、「国民体育大会等」を「同号の国民体育大会等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同条第一号に掲げる者が過去において軽減税率利用申込書を当該ゴルフ場の経営者に対して提出した者であることを当該経営者が確認できるときは、この限りでない。

第百十四条及び第百十五条を削り、第二章第六節を次のように改める。

### 第六節 自動車取得税

(自動車取得税の賦課徴収に関する事項の整理)

第百十四条 県北地方振興局及びいわき地方振興局長(以下「県北地方振興局長等」という。)は、自動車取得税に係る賦課徴収に関する事項(滞納処分に関する事項を除く。)について電子情報処理組織により管理し、当該管理に係る電子情報ファイルに、次に掲げるところにより、その都度必要な事項を記録し、整理しなければならない。

- 一 申告書を容認したとき又は課税標準額及び税額を更正し、若しくは決定したとき。
- 二 条例第五十三条第一項の規定により納税義務を免除したとき又は条例第五十三条の第二項の規定により納付の義務を免除したとき。
- 三 条例第五十七条第一項の規定により自動車取得税を減免したとき。

2 県北地方振興局長等は、条例第四十九条又は条例第五十条第一項若しくは第二項の申告書(道路運送車両法第三条の軽自動車に係るものに限る。)を自動車取得税の課税台帳として保管し、自動車取得税についてその申告書を容認し、若しくはその課税標準額及び税額を更正し、若しくは決定したとき又は自動車取得税の納税義務若しくは納付義務の免除若しくは自動車取得税の減免をしたときは、当該申告書に必要な事項を記載し、整理しなければならない。

### 第百十五条 条例第五十二条第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、同項本文の規定により自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。以下この条及び第百十七条において同じ。)を申告書に福島県納税証紙印(証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。))により表示するものをいう。以下「納税証紙印」という。)の押印を受けることによつて納付すべき者が当該税額に相当する金額を表示した納税証紙印の押印を受けないで申告書を提出した場合とする。

### (自動車取得税徴収簿)

第百十六条 県北地方振興局長等は、自動車取得税に係る賦課徴収に関する事項(滞納処分に関する事項を除く。)について電子情報処理組織により管理し、当該管理に係る電子情報ファイルに、次に掲げるところにより、その都度調定額その他必要な事項を記録し、現金出納員の通知により収入の整理をしなければならない。

- 一 更正又は決定の通知書を発したとき。
- 二 過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の金額の決定の通知書を発したとき。
- 三 延滞金額の収入済通知があつたとき。
- 四 督促状又は催告書を発したとき。
- 五 法第十一条第一項の規定により納付通知書を発したとき。

2 県北地方振興局長等は、第百三十三号様式による自動車取得税徴収簿(道路運送車両法第三条の軽自動車に係るものに限る。)を備え、次に掲げるところにより、その都度調定額その他必要な事項を記載し、現金出納員の通知により収入の整理をしなければならない。

- 一 更正又は決定の通知書を発したとき。

- 二 過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の金額の決定通知書を発したとき。
- 三 延滞金額の収入済通知があつたとき。
- 四 督促状又は催告書を発したとき。
- 五 法第十一条第一項の規定により納付通知書を発したとき。

(自動車取得税整理簿)

**第一百七十七条** 県北地方振興局長等は、条例第五十二条第一項本文の規定により自動車取得税額を納税証紙印の押印によつて徴収する場合には、第四百号様式による自動車取得税整理簿を備え、その都度その徴収金額その他必要な事項を記載して整理しなければならない。

(譲渡担保財産に係る徴収猶予等の申請書)

**第一百八十条** 条例第五十三条第三項に規定する規則で定める様式の申請書は、第五百号様式とし、同条第六項に規定する規則で定める様式の申請書は、第六百六号様式とする。

(譲渡担保財産に係る徴収猶予等の通知)

**第一百九十条** 第二十五条の二の規定は、条例第五十三条第二項の規定によつて自動車取得税の徴収を猶予する場合について準用し、第二十五条の四の規定は、条例第五十三条第四項の規定によつて自動車取得税の徴収の猶予を取り消す場合について準用する。

(自動車の返還に係る還付等の申請書)

**第二百一十条** 条例第五十三条の二第二項に規定する規則で定める様式の申請書は、第七号様式とする。

(自動車取得税の更正、決定及び加算金決定通知書)

**第二百一十一条** 条例第五十四条に規定する規則で定める様式の通知書は、第八号様式とする。

(自動車取得税交付簿)

**第二百二十二条** 知事は、第九号様式による自動車取得税交付簿を備え、条例第五十六条の規定により自動車取得税を市町村に交付したときは、その都度交付金額その他必要事項を記載して整理しなければならない。

第二章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 軽油引取税

(免税軽油の譲渡承認)

**第二百二十三条** 地方振興局長は、施行令第四十三条の四の規定による免税軽油譲渡承認の届出があつた場合において、承認することが必要と認めるときは、承認書を交付しなければならない。

(既に軽油引取税を課された軽油の数量を証する書類の提出)

**第二百二十四条** 条例第五十八条の十六第四項に規定する数量を証するに足りる書面(条例第五十八条の四第二号の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる事項が記載された書面及び当該書面に記載された内容を証するに足りる書面とする。

- 一 当月中に引取りを行った当該軽油の数量
- 二 当該軽油の受払い状況

- 三 既に課された軽油引取税の申告をした行政機関の名称
- 四 前号に掲げる申告をした者の住所及び氏名(法人にあつては、その所在地及び名称)
- 五 軽油引取税を課された後の当該軽油の流通(現実の納入が行われていない軽油の流通を含む。)の状況

(軽油引取税を課された後の当該軽油の流通(現実の納入が行われていない軽油の流通を含む。)の状況)

六 前号に掲げる当該軽油の流通(現実の納入を伴う軽油の流通に限る。)の状況

七 当該登録特別徴収義務者に当該軽油の納入を行った運送事業者の住所及び氏名(法人にあつては、その所在地及び名称)

八 当該軽油について、当該登録特別徴収義務者が引取りを行った後、自らの貯蔵施設等に入れないで引渡しを行った場合における当該引渡しを受けた者の住所、氏名(法人にあつては、その所在地及び名称)及び当該引渡しを行った軽油の数量

(軽油引取税課税免除の承認)

**第二百五十五条** 地方振興局長は、条例第五十八条の十六第四項の規定による承認の申請があつた場合においては、その引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油の数量を証するに足りる書面に記載された数量に限り、これを承認することができる。

(免税軽油使用者証等の交付)

**第二百二十六条** 地方振興局長は、条例第五十八条の八第一項の規定による免税軽油使用者証の交付申請があつた場合において、その調査によつてその申請者を免税軽油使用者であると認めるときは、免税軽油使用者証を当該申請者に交付しなければならない。

2 地方振興局長は、条例第五十八条の八第三項の申請書の提出があつた場合において、その調査によつてその軽油の引取りについて軽油引取税を免除すべきものと認めるときは、必要と認める免除軽油の数量に対応する免税証を申請者に交付しなければならない。

3 地方振興局長は、免税軽油使用者が免税証の汚損その他の理由により既に交付した免税証の書換えの申請をした場合においては、当該免税証と引換えに新たに免税証を交付することができる。

(免税証の作成)

**第二百二十六条の二** 地方振興局長は、前条第二項又は第三項の規定により免税証を交付するときは、数量その他の必要事項を記入し、及び地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)第十六号の十三様式による軽油引取税免税証交付印を押印しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務の特例の要件)

**第二百二十六条の三** 条例第五十八条の十第二項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体であること。
  - 二 免税証の譲渡、免税軽油の用途外使用その他不正使用のおそれがないものとして知事が特に認めた者であること。
- (免税軽油使用者台帳)

第二百二十六条の四 地方振興局長は、免税軽油使用者台帳として、施行規則第十六号の十六様式及び第十六号の十七様式による申請書を保管するものとする。

2 地方振興局長は、その調査によつて前項の申請書を不当と認めるときは、その申請者に対し申請事項の訂正を求めなければならない。

(他の道府県知事に免税証の交付を申請する場合の届出)

第二百二十六条の五 条例第五十八条の八第四項の規定による届出をする免税軽油使用者は、届出書にその写しを添えて、当該免税軽油使用者の免税軽油の使用に係る事務所又は事業所の所在地を所管する地方振興局長に提出しなければならない。

2 地方振興局長は、前項の届出書の提出があつた場合において、その調査によつて誤りがないと認めるときは、届出書の写しに施行規則第十六号の十三様式による軽油引取税免税証交付印を押印し、届出者に交付しなければならない。

(法第百四十四条の二十一第九項の通知)

第二百二十六条の六 地方振興局長は、法第百四十四条の二十一第九項の規定により、免税軽油使用者が他の道府県に事務所又は事業所の所在する販売業者から免税軽油の引取りを行うための免税証を交付したときは、遅滞なく、施行規則第十六号の二十四様式による通知書を当該販売業者に係る当該事務所又は事業所の所在地の道府県知事に送付しなければならない。

(免税証の消印)

第二百二十六条の七 地方振興局長は、条例第五十八条の十六第二項の納入申告書の記載内容を容認した場合においては当該納入申告書に添付して提出された免税証に、条例第五十八条の九第二項若しくは第三項又は第二百二十六条第三項の規定により免税証を返納された場合においては当該免税証に福島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年福島県規則第二十四号）第七号様式による消印を押印しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者)

第二百二十七条 条例第五十八条の十三第一項に規定する規則で定める者は、軽油引取税の徴収について便宜を有する者で地方振興局長が指定するものとする。

2 地方振興局長は、前項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者を指定するとき及び軽油引取税の特別徴収義務者としての指定を取り消すときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録)

第二百二十七条の二 地方振興局長は、第百十号様式による軽油引取税特別徴収義務者登録台帳を備え、条例第五十八条の十四第一項又は第四項の規定による申請があつた場合において、必要事項を台帳に記載しなければならない。

2 条例第五十八条の十四第一項の規定による申請は第百十一号様式による軽油引取税特別徴収義務者登録申請書により、同条第四項の規定による申請は第百十二号様式による軽油引取税特別徴収義務者登録変更申請書により行わなければならない。

3 地方振興局長は、その調査によつて第一項の申請を不当と認めるときは、その申請者に対し申請事項の訂正を求めなければならない。

4 地方振興局長は、条例第五十八条の十四第三項の規定による登録をしたときは、当

該特別徴収義務者に対し第百十三号様式による軽油引取税特別徴収義務者登録通知書を発しなければならない。

5 地方振興局長は、条例第五十八条の十五第一項に規定する証券（以下この節において「証券」という。）を交付したときは、その受領証を徴するとともに、その事実を第一項の台帳に記載しておかなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の消除)

第二百二十七条の三 条例第五十八条の十四第五項の申請は、第百十四号様式による軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書により行わなければならない。

2 地方振興局長は、条例第五十八条の十四第五項又は第六項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を消除したときは、当該消除に係る者に対し第百十五号様式による軽油引取税特別徴収義務者登録消除通知書を発しなければならない。

(証券の受払簿)

第二百二十七条の四 地方振興局長は、第九十八号様式による軽油引取税特別徴収義務者の証券受払簿を備え、次項の規定により証券の交付を受け、又は条例第五十八条の十五第一項の規定によりこれを交付したときは、直ちに帳簿に記載しなければならない。

2 地方振興局長は、証券を知事に請求し、その交付を受け、これを保管しなければならない。

(軽油引取税に係る徴収猶予)

第二百二十八条 第二十五条第一項、第二十五条の二第二項前段、第二十五条の三及び第三十一条から第三十三条までの規定は、法第百四十四条の二十九第一項の規定によつて徴収猶予をする場合について準用する。

(条例第五十八条の十八の規則で定める書類)

第二百二十九条 条例第五十八条の十八の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 輸入申告書に添付を要する書類の写し及び仕入れ帳、売買契約書等仕入れに関する書類の写し

二 売上帳又は売掛帳の写し等輸入軽油の譲渡予定先の名称、所在地、連絡先等が確認できる書類

三 用船契約書、運搬契約書、荷役協定書等納入地に関する書類の写し

四 その他知事が必要と認める書類

(軽油引取税の更正、決定等に関する通知書)

第二百三十条 条例第五十八条の十九の規則で定める通知書は、第百二号の三様式によるものとする。

(条例第五十八条の二十三第二項の承認書)

第二百三十条の二 条例第五十八条の二十三第二項の承認書は、第百十六号様式によるものとする。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除措置)

第二百三十条の三 地方振興局長は、条例第五十八条の二十四の規定による申請があつた場合において、軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除をしようとするときは、一の申請につき当該還付又は免除をしようとする額が二百万円を超える場合

に限りあらかじめ知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(自動車用炭化水素油譲渡証等の用紙)

第百三十条の四 条例第五十八条の二十五第六項に規定する自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しの用紙の交付を受けようとする者は、第百十七号様式による自動車用炭化水素油譲渡証等用紙交付申請書を地方振興局長に提出しなければならない。

2 前項の用紙の交付を受けた者は、施行規則第八条の四十三第五項の規定の適用がある場合においては、遅滞なく、当該用紙を地方振興局長に返納しなければならない。

(条例第五十八条の二十六第一項の規則で定める書類)

第百三十条の五 条例第五十八条の二十六第一項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法人にあつては、定款、登記事項証明書(交付後一月以内のものに限る。)及び印鑑証明書(交付後一月以内のものに限る。)

二 個人にあつては、住民票の写し及び印鑑証明書(いずれも交付後一月以内のものに限る。)

三 役員の名簿及び履歴書並びに社員の名簿(個人にあつては、履歴書及び従業員の名簿)

四 石油輸入業登録申請書及び当該石油輸入業登録申請書に係る登録済みの旨の通知の写し

五 輸業者、輸入代理人等との売買契約書の写し

六 その他知事が必要と認める書類

第百三十五条中「県北地方振興局及びいわき地方振興局長(以下県北地方振興局長等という。)」を「県北地方振興局長等」に改める。

第百三十七条第一項中「証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)」を「収納計器」に、「福島県納税証紙印(以下「納税証紙印」という。)」を「納税証紙印」に改める。

第百三十八条第二項中「(以下「誤表示納税証紙印」という。)」を削る。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第百五十九条から第百八十三条まで 削除

附則に次の一項を加える。

9 条例附則第十条の二の五第二項の規定により準用される条例第五十八条の十第二項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

一 専ら条例附則第十条の二の五第一号に該当する免税軽油の引取りを行う者であつて、当該免税軽油を専ら漁業のために使用するものであり、かつ、当該免税軽油の年間の使用見込量が一キロリットル未満であること。

二 専ら条例附則第十条の二の五第四号に該当する免税軽油の引取りを行う者であつて、当該免税軽油の年間の使用見込量が一キロリットル未満であること。

第七十八号様式中「(平成20年度まで4,000円)」を「平成19・20年度課税分4,000円(平成21年度課税分3,300円)」に改める。

三)に改める。

第九十八号様式中「第179号図案」を「第127条の4図案」に改める。  
第百二号の三様式中「第81号図案」を「第30号図案」に改める。  
第百三号様式から第百二十四号様式までを次のように改める。

自動車取得税徴収簿

整理番号 \_\_\_\_\_

処 理 経 過 等	通知書発付		指定期限	納期 督促状発付	処分票作成	納税の猶予	徴・換・ 差押	電・自・不 動・動・債 解除	住所	氏名	業種	納税義務者	調整内容		登録簿		標準額	号	整理番号	円					
	財産差押	解除											既 に 納 付 の 確 定 を し た 税 額	増 減 差 額	申 告 加 算 額	申 告 加 算 額					課 税 額	円			
1			・	・	・	・	・	・					本	年	月	日	電話 番号	摘要	収入 未 済 額 円	調 定 額 円	収 入 日	科 目 番 号	行	処 理 番 号	金 額 円
2			・	・	・	・	・	・					本	年	月	日	電話 番号	摘要	収入 未 済 額 円	調 定 額 円	収 入 日	科 目 番 号	行	処 理 番 号	金 額 円
3			・	・	・	・	・	・					税	年	月	日	電話 番号	摘要	収入 未 済 額 円	調 定 額 円	収 入 日	科 目 番 号	行	処 理 番 号	金 額 円
4			・	・	・	・	・	・					延滞	年	月	日	電話 番号	摘要	収入 未 済 額 円	調 定 額 円	収 入 日	科 目 番 号	行	処 理 番 号	金 額 円
5			・	・	・	・	・	・					延滞	年	月	日	電話 番号	摘要	収入 未 済 額 円	調 定 額 円	収 入 日	科 目 番 号	行	処 理 番 号	金 額 円
6			・	・	・	・	・	・					延滞	年	月	日	電話 番号	摘要	収入 未 済 額 円	調 定 額 円	収 入 日	科 目 番 号	行	処 理 番 号	金 額 円
7			・	・	・	・	・	・					延滞	年	月	日	電話 番号	摘要	収入 未 済 額 円	調 定 額 円	収 入 日	科 目 番 号	行	処 理 番 号	金 額 円
8			・	・	・	・	・	・					延滞	年	月	日	電話 番号	摘要	収入 未 済 額 円	調 定 額 円	収 入 日	科 目 番 号	行	処 理 番 号	金 額 円
9			・	・	・	・	・	・					過・不 重 加 算 金	年	月	日	電話 番号	摘要	収入 未 済 額 円	調 定 額 円	収 入 日	科 目 番 号	行	処 理 番 号	金 額 円
10			・	・	・	・	・	・					過・不 重 加 算 金	年	月	日	電話 番号	摘要	収入 未 済 額 円	調 定 額 円	収 入 日	科 目 番 号	行	処 理 番 号	金 額 円

第104号様式 (第117条関係)

自動車取得税整理簿

部 長	副部長	課 長	課 員	取扱者	押印 (納付) 年 月 日	整理番号	徴収金額	納 税 者		概 要
							本 税	住	所	
							延 滞 金	氏	名	
					・ ・	～				
					・ ・			ほか	人	
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					

備考 本簿は、納税証紙印の押印及び納税済印の押印別に口座を設けて整理すること。

## 第105号様式 (第118条関係)

譲渡担保財産として取得した自動車に係る自動車  
取得税の徴収の猶予申請書

譲渡担保財産の設定 者の住所及び氏名			
自動車の登録番号			
譲渡担保財産の設定 の 年 月 日	年	月	日
自動車取得税額	円	徴収の猶予の申請額	円
徴収の猶予を受ける き理由を証明する に足る添付書類			
<p>上記のとおり申請いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>福島県 地方振興局長</p> <p>申請人 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>			

第106号様式 (第118条関係)

譲渡担保財産として取得した自動車に係る自動車  
取得税の還付申請書

譲 渡 担 保 財 産 の 設 定 者 の 住 所 及 び 氏 名	
自 動 車 の 登 録 番 号	
譲 渡 担 保 財 産 の 設 定 年 月 日	年 月 日
債 務 の 弁 済 年 月 日	年 月 日
自 動 車 取 得 税 額	円
既に納付した自動車所得税に係る 徴収金額及びその納付年月日	円 年 月 日
還 付 を 受 け る べ き 金 額	円
還付を受けるべき理由を証明するに 足 る 添 付 書 類	
<p>上記のとおり申請いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>福島県 地方振興局長</p> <p>住所 申請人 氏 名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>	

## 第107号様式 (第120条関係)

自動車の返還による自動車取得税還付 (納付義務  
の免除) 申請書

自動車販売業者の 住所及び氏名	
自動車の登録番号	
自動車の取得年月日	年 月 日
自動車の返還年月日	年 月 日
自動車の返還理由	
自動車取得税額	円
既に納付した自動車所得税に係る徴 収金の納付金額及びその納付年月日	円 年 月 日
還付 (納付の義務の免除) を受け べき 金額	円
還付 (納付の義務の免除) を受ける べき理由を証明するに足る添付書類	
<p>上記のとおり申請いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>福島県 地方振興局長</p> <p>住所 申請人 氏名</p>	

## 第 1 0 8 号様式 (第121条関係)

## 自動車取得税更正 (決定・加算金決定) 通知書

納税者

徴収簿番号 \_\_\_\_\_

住所

氏名

様

登 録 番 号	課 税 標 準 額	税 額	既に納付の確定した税額	不 足 税 額	不申告・過少申告加算金	重 加 算 金	納 付 す べ き 合 計 額
	①	② (①× /100)	③	④ (②-③)	⑤	⑥	⑦ (④+⑤+⑥)
	円	円	円	円	円	円	円

不足税額については、申告納付期限 ( 年 月 日) の翌日から納付の日までの期間に及び、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

- 延滞金額は、不足税額について年14.6パーセントの割合で計算します。ただし、この通知書に記載された納期限までの期間及びこの納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合 (当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合 (当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)) で計算します。
- 1の場合において、不足税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。
- 1及び2により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

年 月 日

福島県

地方振興局長 印

- この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます (なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 処分の取消しの訴えは、この処分について1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として (訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません (なお、その期間内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 1 0 9 号様式 (第122条関係)

(表)

自動車取得税交付簿

市 町 村

年度

交付期 区分	月 期	月 期	月 期	人	人	人	人	人	人	道路の	
										人口(国調)	補
路面幅員 4.5m以上	m	m	m	m	m	m	m	m	m	橋	木
	m	m	m	m	m	m	m	m	m	りょう	木
路面幅員 4.5m未満	m	m	m	m	m	m	m	m	m	橋	木
	m	m	m	m	m	m	m	m	m	りょう	木
計	m	m	m	m	m	m	m	m	m	橋	木
路面幅員 4.5m以上	m	m	m	m	m	m	m	m	m	橋	木
路面幅員 4.5m未満	m	m	m	m	m	m	m	m	m	橋	木
計	m	m	m	m	m	m	m	m	m	橋	木

延	正	後	長		
			密度	補	正
橋りょう (木橋を除く)	m	m	人	b	m
補正後 (a × b)	m	m	人	b	m
路面幅員 6.5m以上	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	b	m
路面幅員 4.5m未満	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	b	m
計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	b	m
路面幅員 6.5m以上	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	b	m
路面幅員 4.5m未満	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	b	m
計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	b	m

面	正			
	橋りょう	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
後	計	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
積	密度補正	d	d	d
	補正後 (c×d)	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
交	あん分率	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	延長による交付額	千円	千円	千円
付	面積による交付額	千円	千円	千円
	計	千円	千円	千円
額	累計	千円	千円	千円
	交付年月日			

(裏)

区分	交付期	月期	月期	月期

摘要				
備考				

## 第110号様式 (第127条の2関係)

軽油引取税特別徴収義務者等登録台帳  
(表)

					整理番号	
特別徴収義務者の種類	元売・特約・その他	特別徴収義務者の住所又は所在地				
氏名又は名称	法人の名称					
	氏名又は名称			系列		
事務所又は事業所	所在地					
	電話番号					
	名称					
特別徴収義務者となつた日				年	月	日
登録	登録申請年月日	年 月 日	変更申請年月日	年 月 日	登録の理由	1 事務所又は事業所の営業を開始するため 2 事務所又は事業所の営業の開始後に特別徴収義務者となつたため 3 引渡しに係る軽油の県内への納入のため
	登録申請年月日	年 月 日	変更申請年月日	年 月 日		
証票	交付年月日	年 月 日	交付枚数	枚	証票番号	第 号 ~ 第 号



## 第111号様式 (第127条の2関係)

## 軽油引取税特別徴収義務者登録申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">           收受印         </div>		※整理番号		
		年 月 日		
福島県		地方振興局長		
特別徴収義務者	住所は	ふりがな		
	所在地			
	電話番号	( )	—	
	氏名又は名称	ふりがな		
		法人の名称		
		ふりがな		
氏名又は名称	氏名又は代表者氏名	⑩		
元売・特約・その他の別			系 列	
福島県税条例第58条の14第1項の規定により、下記のとおり登録を申請します。				
事務所又は事業所	所在地	ふりがな		
	電話番号	( )	—	
	名称	ふりがな		
特別徴収義務者となつた日	年 月 日			
登録の理由 (該当する番号を○で囲み、必要事項を記載すること。)	1 事務所又は事業所の営業を開始するため (営業開始年月日 年 月 日) 2 事務所又は事業所の営業の開始後に特別徴収義務者となつたため 3 引渡しに係る軽油の県内への納入のため (納入開始年月日 年 月 日)			
受領証	軽油引取税特別徴収義務者証 (第 号～第 号) を受領しました。 年 月 日 特別徴収義務者 ⑩			

## 備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「事務所または事業所」の欄には、福島県税条例第9条第2項に規定する課税地となるべき事務所又は事業所の所在地、電話番号および名称を記載すること。
- 3 「登録の理由」の欄の1又は2に該当する場合には、付表1を添付すること。
- 4 「登録の理由」の欄の3に該当する場合には、付表2を添付すること。



## 第112号様式 (第127条の2関係)

## 軽油引取税特別徴収義務者登録変更申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="font-size: 12px;">收受印</span> </div>		※整理番号		年 月 日			
		福島県		地方振興局長			
特 別 徴 収 義 務 者	住 又 所 在 地	所 は 地	ふりがな				
		電 話 番 号	( )	-			
	氏 又 は 名 称	名	ふりがな				
		は	法人の名称				
		称	ふりがな 氏名又は 代表者氏名	⑩			
元売・特約・その他の別			系	列			
福島県税条例第58条の14第4項の規定により、下記のとおり登録を申請します。							
変 更 事 由	開 始	事 務 所 又 は 事 業 所 の 開 始 ・ 廃 止	名 称				
			所 在 地				
			電 話 番 号	( )	-		
			代 表 者 氏 名				
			営 業 開 始 年 月 日	年	月	日	
	廃 止	名 称					
		所 在 地					
		営 業 廃 止 年 月 日	年	月	日		
	そ の 他 の 変 更 事 由	1 法人の所在地の変更    2 法人の名称の変更    3 法人の代表者の変更 4 事務所又は事業所の名称の変更    5 事務所又は事業所の所在地の変更 6 その他 ( )					
		変 更 後			変 更 前		
変 更 年 月 日		年	月	日			

## 備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「その他の変更事由」に該当する場合は、該当する番号を○で囲み、必要事項を記載すること。

第 1 1 3 号様式 (第127条の 2 関係)

軽油引取税特別徴収義務者登録通知書

様

年 月 日

福島県 地方振興局長 印

下記のとおりあなたを軽油引取税の特別徴収義務者として登録しましたので、福島県税条例第58条の14第3項の規定により通知します。  
記

住所又は所在地	
氏名又は名称	
登録番号	
登録年月日	
元売・特約・その他の別	
備考	

第 1 1 4 号様式 (第127条の 3 関係)

軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書

収受印

年 月 日

福島県 地方振興局長

申請書	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

次のとおり軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の消除の申請をします。

登録番号	
登録年月日	
元売・特約・その他の別	
申請の理由	
備考	

第 1 1 5号様式 (第127条の 3 関係)

軽油引取税特別徴収義務者登録消除通知書

年 月 日  
 福島県 地方振興局長 印

下記のとおりあなたを軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を消除しましたので、福島県税条例第58条の14第 7 項の規定により通知します。  
 記

住所又は所在地	
氏名又は名称	
登録番号	
登録年月日	
元売・特約・その他の別	
登録消除年月日	
登録消除の理由	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができ、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、

福島県知事となります。)提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分についての審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。備考 福島県税条例第58条の14第 6 項の規定により登録を消除する場合のみ教示する。

第 1 1 6 号様式 (第131条関係)

		※ 処理 事項	精査			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 收受印             </div> 年 月 日  福島県知事  (福島県 地方振興局長)	申請者の住所 (所在地)					
	申請者の氏名 (法人名・代表者名)		㊟			
	この申請に应答する 係及び氏名並びに 電話番号		( ) -			
軽油引取税免税承認(申請)書						
免税軽油使用者証の番号			福島県 第 号			
免税証	交付申請年月日		年 月 日			
	交付申請した数量		枚		リットル	
	交付された数量		枚		リットル	
免税証に記載された 数量を超えて免税用 途に使用した軽油	使用の年月日		年 月 日			
	使用した数量		リットル			
	引き取った 販売業者	所在地				
氏名又は名称						
免税用途に供する必要が生じた理由						
免税証の交付を申請することができなかつた理由						
添付書類 免税軽油以外の軽油を免税用途に使用したことを証明する書面						
上記のことについて承認します。						
年 月 日						
福島県知事 (福島県 地方振興局長) ㊟						

第 1 1 7 号様式 (第133条関係)

自動車用炭化水素油譲渡証券用紙交付申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">             収受印           </div>	年 月 日
---	-------

福島県 地方振興局長

申請者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	㊟

次のとおり交付を申請します。

燃料炭化水素油譲渡承認番号	第	号
所要数量		
※ 整 理 事 項		
交付年月日	年 月 日	
交付枚数及び番号	(第 号 ~ 第 号)	㊟
用紙受領者氏名		

備考 ※印欄は、記入しないこと。  
 第118号様式から第124号様式まで 削除  
 第百三十八号様式から第百五十号様式までを次のように改める。  
 第138号様式から第150号様式まで 削除

附 則

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県税条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)